



8月は各地区で工夫をこらしたイベントが開催されました。出席した幾つかを紹介します。

8月4日は竹沢地区深田の納涼祭でした。子ども会納涼祭、神田囃子、フラダンス、カラオケと次々とくり広げられました。

第70回七夕まつりは台風の影響で1日だけの開催でしたが、予定していた各行事も凝縮して開催され、8月10日は当日できなかった竹飾りコンクールの表彰式でした。

8月11日は下小川三区のふれあい夏祭りの盆踊りが小川小学校のグラウンドで行われました。31回を重ねた夏祭りです。

8月18日はOGAWA盆ノ市で、暑さが少し収まった栃本親水公園が会場でした。

8月25日は東小川自治会の「夏祭り・文化祭」が商店街特設会場で開催され、見よう・食べよう・参加しよう賑やかでした。

松本恒夫

町の人口と世帯数
9月1日現在

人口
30,226人
男 14,997人
女 15,229人
前月比 -48

世帯数
13,002世帯
前月比 -1

あんしんあんぜんのまちづくり 小川警察署 ☎ 74-0110

刑法犯罪発生状況(概数) 8月			
件数	7件		
内 訳	車上狙い	2	前月比 -1
	傷害	1	
	侵入窃盗	3	
	非侵入盗・その他	1	



「果物送るよ」の甘い電話にご注意!

- 新しい手口の詐欺が多発しています。
- 果物のほかに野菜、うどん等の食品もあります。
- 優しい息子や甥などの親類を騙り、「果物を送ったよ」と電話をかけ、被害者の警戒心を解き、信じ込ませてしまう手口です。
- 息子などを騙り、現金を要求する電話があった際には息子に確認し、家族に相談してください。また、警察にもご相談ください。

「きらめき3H運動」実施中!

- 現在、埼玉県警察では、高齢歩行者の安全確保を最重点とした「きらめき3H(トリプルエイチ)運動」を実施中です。
- 早めのライト・・・早めのライト点灯で交通事故を防止しましょう!
 - 反射材の着用・・・外出時は反射材を身につけて、自分自身を目立たせましょう!
 - 歩行者保護・・・横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいたら、必ず止まりましょう!

秋の行政相談週間 10月15日(月)～21日(日)

国の仕事について「どこで相談したらいいのかわからない」「直接苦情を言にくい」「こんな提案をしてみたい」等、“あなたの声”は行政相談員が受付けます。行政相談委員は総務大臣から委嘱を受け、公平中立な立場で問題解決を図ります。

町では毎月、役場庁舎1階町民相談コーナーで定例の行政相談を開催しています。相談は無料・秘密厳守ですので、お気軽にご利用ください(今月の定例相談については24ページをご覧ください)。

問合せ 防災地域支援課 総合相談担当 ☎☎354

*このほか、総務省関東管区行政評価局「行政苦情110番」でも相談を受けています。

☎0570-090-110 ファクス048-600-2336

https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html

東松山一日合同行政相談所を開設

国、県、市の行政への相談や弁護士相談、税理士相談、年金相談、遺言・相続など法務局、労働局、日本年金機構、埼玉県、東松山市、士業団体等が相談に応じます。

日時 10月16日(火) 午前11時～午後4時30分(受付:午前10時45分～午後4時)

場所 ピオニウォーク東松山1階ピオニコート

その他 相談無料、先着順、申込み不要 ※秘密厳守

問合せ 関東管区行政評価局行政相談課 ☎048-600-2311

地籍調査成果の閲覧を実施します

昨年度に現地調査を実施した古寺地区(大字下古寺字小坂谷、大字上古寺字滝ノ谷・大和竹・清水・大林・松郷・持田入)の土地について、地籍図原図・地籍簿案を作成しました。国土調査法第17条第1項の規定により次の日程で閲覧を実施します。

古寺公会堂 10月12日(金)まで

午前9時～午後4時45分 *土、日、祝日も実施

建設課(役場2階) 10月15日(月)～22日(月) 午前9時～午後5時00分 *土、日を除く

*関係する方は、必ず期間内にお越しください。

問合せ 建設課 地籍調査グループ ☎☎269

消費生活相談 相談日 : 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日等を除く)
場所 : 役場1階 消費生活センター ☎☎353・354

4K・8Kテレビ放送の視聴には注意が必要です

【事例】 難視聴地域だったため、ケーブルテレビ会社と受信契約を結んで地上デジタル放送のみ視聴している。点検を名目に訪問があり、配線を取り換えれば4K放送が映ると言われ、4K放送及び同時に勧められた電話の契約をした。料金について確認すると、「現在と大差ない」と言われたが本当だろうか。

平成30年12月1日から、4K・8K放送の実用放送が始まります。家電量販店などでは超高画質を謳う4K・8K対応テレビが以前から販売されていますが、テレビと受信設備が現在のままでは視聴できない場合があります。以下の点に注意してください。

【消費者へのアドバイス】

- ① 地上波では4K・8K放送は行いません。BS、CS放送、あるいはケーブルテレビを視聴できる設備や環境が必要です。また、衛星放送の受信契約も必要です。
- ② 現在の地上デジタル放送、BS放送、CS放送に加えて、新規格の「新4K8K衛星放送」として始まるので、今まで見ていた番組が見られなくなることはありません。
- ③ 現在販売されている多くの4K・8K対応テレビは、新たに始まる実用放送は受信できません。別途専用のチューナーを購入するか、チューナーを内蔵したテレビ(6月に発売が開始されました)を購入する必要があります。
- ④ 現在BS、CS放送が受信できても、4K・8K実用放送のすべてのチャンネルは受信できません。すべてのチャンネルを見るためにはアンテナ、ブースター、分配器、アンテナ端子などの機器を新しい規格に対応したものに交換が必要になる場合があります。
- ⑤ 上記事例のケーブルテレビの場合は、通常のケーブルテレビ契約に加え、4K・8K放送の契約と、対応したセットトップボックスへの交換が必要です。また衛星放送受信契約、4K・8K対応テレビの購入が必要なので、「現在の料金と大差ない」ことは考えられません。

【新4K8K衛星放送】に関するお問合せは、総務省の「新4K8K衛星放送コールセンター(ナビダイヤル:通話料視聴者負担)へ☎0570-048-001【平日午前9時～午後5時】

工業者を装って、費用を不正に請求する悪質商法による被害が発生する恐れがあります。不審に思ったら消費生活センターに相談してください。

消費生活センターへは全国共通の電話番号である188番へかければつながります。